

郵便法施行規則の一部を改正する省令案について  
(諮問第1206号)

<目 次>

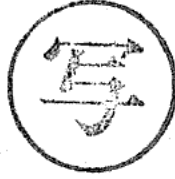
1 諮問書 . . . . . 1

2 改正概要 . . . . . 5

3 意見募集において提出された意見  
及びそれらに対する考え方 . . . . . 6

4 説明資料 . . . . . 8

5 参考資料 (郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の  
一部を改正する法律 (令和2年法律第70号) 改め文及び新旧対照表)  
. . . . . 14



諮問第 1206 号  
令和 3 年 2 月 19 日

情報通信行政・郵政行政審議会  
会長 多賀谷 一照 殿

総務大臣 武田 良夫

### 諮問書

郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 70 号。以下「改正法」という。）の施行に向け、郵便法（昭和 22 年法律第 165 号）第 70 条第 3 項第 3 号及び第 4 号の規定に基づき、郵便法施行規則（平成 15 年総務省令第 5 号）の一部を、別添のとおり改正することといたしたい。

上記について、改正法附則第 2 条第 1 項及び郵便法第 73 条第 2 号の規定に基づき、諮問する。

(別添)

○総務省令第 号

郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）第七十条第三項第三号及び第四号の規定に基づき、郵便法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年 月 日

総務大臣 武田 良太

郵便法施行規則の一部を改正する省令

郵便法施行規則（平成十五年総務省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(郵便業務管理規程の認可基準) 第三十二条 法第七十条第三項第二号の総務省令で定める郵便差出箱の基準は、次のとおりとする。</p> <p>〔一〕四 略〕 〔2 略〕</p> <p>3 法第七十条第三項第三号の総務省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日及び一月二日を除き、月曜日から<u>金曜日</u>までの<u>五日間</u>において、一日に一回以上郵便物の配達を行うこと。</p> <p>二 特に交通困難であるため周年又は一定期間内通常の方法により郵便物を配達することができない地域に宛てて差し出された場合その他の相当の事由がある場合を除き、郵便物をその宛て所に配達すること。</p> <p>4 法第七十条第三項第四号の総務省令で定める日は、<u>土曜日</u>、<u>日曜日</u>及び<u>一月二日</u>とする。</p> <p>5 法第七十条第三項第四号の総務省令で定める地域及び日数は、次の各号に掲げる地域の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。</p> <p>一 一日に一回以上郵便物の送達に利用できる交通手段がない離島（本州、北海道、四国、九州及び沖縄の本島との間を連絡する道路が整備されていない島をいう。次号において同じ。） 〔<u>十五日</u>〕</p> <p>二 前号以外の離島 <u>六日</u>（国民の祝日に関する法律に規定する休日及び前項に規定する日の日数は、算入しない。） 〔<u>6</u>～<u>8</u> 略〕</p>	<p>(郵便業務管理規程の認可基準) 第三十二条 〔同上〕</p> <p>〔一〕四 同上〕 〔2 同上〕</p> <p>3 〔同上〕</p> <p>一 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日及び一月二日を除き、月曜日から<u>土曜日</u>までの<u>六日間</u>において、一日に一回以上郵便物の配達を行うこと。</p> <p>二 特に交通困難であるため周年又は一定期間内通常の方法により郵便物を配達することができない地域にあてて差し出された場合その他の相当の事由がある場合を除き、郵便物をそのあて所に配達すること。</p> <p>4 法第七十条第三項第四号の総務省令で定める日は、<u>日曜日</u>及び<u>一月二日</u>とする。</p> <p>5 〔同上〕</p> <p>一 一日に一回以上郵便物の送達に利用できる交通手段がない離島（本州、北海道、四国、九州及び沖縄の本島との間を連絡する道路が整備されていない島をいう。次号において同じ。） 〔<u>二週間</u>〕</p> <p>二 前号以外の離島 <u>五日</u>（国民の祝日に関する法律に規定する休日及び前項に規定する日の日数は、算入しない。） 〔<u>6</u>～<u>8</u> 同上〕</p>
備考 表中の「」の記載は注記である。	

## 附 則

(施行期日)

1 この省令は、郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第七十号）の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

(準備行為)

2 日本郵便株式会社は、この省令の施行の日前においても、この省令による改正後の郵便法施行規則の規定に適合する郵便業務管理規程（郵便法第七十条第一項に規定する郵便業務管理規程をいう。）を定めることができる。

## 郵便法施行規則の一部を改正する省令案の概要

### 1 改正の背景

郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第70号）の施行に向け、郵便法（昭和22年法律第165号）について、①配達地により異なる額の料金を定めることができる郵便物の範囲が拡大されるほか、通常郵便物（手紙、はがき等）について、②週6日以上配達に要する郵便物の配達に緩和されるとともに、③原則3日以内の配達に要する郵便物の配達に緩和される<sup>(※)</sup>ことから、関係省令の規定の整備を行う必要がある。

※ 日本郵便株式会社と一般信書便事業者との間の対等な競争条件を確保するため、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）についても上記①から③までと同内容の改正を行う。

### 2 改正の概要

#### ➤ 郵便法施行規則（平成15年総務省令第5号）の一部改正

郵便業務管理規程の認可基準を定める条項において、下記ア～ウを内容とする改正を行う。

ア 1日1回以上郵便物の配達を行う日を、「月曜から土曜までの6日間」から「月曜から金曜までの5日間」とする。

イ 郵便物の送達日数に、配達を行わないこととなる土曜日を算入しないこととする。

ウ 郵便法第70条第3項第4号において、郵便物が、地理的条件等を勘案して総務省令で定める地域から差し出され、又は当該地域に宛てて差し出される場合にあっては、例外的に送達日数が3日を超え総務省令で定める上限日数以内となることが許容されているところ、送達日数の見直しに伴い、この上限日数について改正することとする。

（1日1回以上郵便物の送達に利用できる交通手段がない離島：14日→15日、それ以外の離島：5日→6日）

【改正を行う条項】 郵便法施行規則第32条第3項から第5項まで

### 3 施行期日

郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第70号）の施行の日（※）から施行。

※ 公布の日（令和2年12月4日）から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日。

「郵便法施行規則及び民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の一部を改正する省令案等」の意見募集において提出された意見及びそれらに対する考え方

意見提出期間：令和3年1月16日（土）から同年2月15日（月）まで

提出された意見の件数：5件（うち、個人2件、匿名3件）

※その他、案について全く言及しておらず、案と無関係と判断されるものはありませんでした。

番号	提出された意見	意見に対する考え方	意見を踏まえた案の修正
1	e-Govの「受付締切日時」欄の「15日0時」は「16日0時」の誤記ではないか。意見公募要領の「5 意見提出期間」に「15日まで」と規定されているから。 《匿名》	誤記のため、ご指摘のとおり修正いたします。	e-Govの当該欄の記載をご指摘のとおり修正済
2	大賛成です。実行してください。 《匿名》	本改正案に賛成の御意見として承ります。	なし
3	土曜配達なくなるのは、残念です。 《個人》	今回の見直しは、社会環境や利用者ニーズの変化に対応し、郵便サービスの将来にわたる安定的な提供を確保するために必要な見直しであると考えておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。	なし
4	ヤマト運輸や佐川急便は、日本郵便と並んで三大宅配会社である。そこで、僻地離島などで日本郵便の仕事を、ヤマト運輸や佐川急便に委託する制度で合理化とか、3社共同運送の仕組みを法的に明示すべき。 また、郵便法を読んでも、日本郵便が実際に運んでいる小包郵便は、国土交通省所管の「特別積合せ貨物運送」であるので法律として再定義が必要ではないか。 都市部においては高層マンションでは共同配送会社の設立とか法的定義して僻地離島と高層マンションでの合理化が必要だと考える。 《個人》	頂いた御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。	なし

番号	提出された意見	意見に対する考え方	意見を踏まえた案の修正
5	<p>できる限り、土曜日配達も維持すべきであるが、やむを得ない事由がある場合のみ、変更できるようにすべきである。この際、経営状況や人材状況を総合的に判断すべきである。</p> <p>原則3日以内の配達については、維持すべきである。なぜなら、トラックなどの自動車を使った輸送ではなく、(貨物列車による)鉄道輸送に戻せば、速達性や定時輸送が確保され、改正するほど深刻なものではないと考えるからである。</p> <p style="text-align: right;">《匿名》</p>	<p>今回の見直しは、社会環境や利用者ニーズの変化に対応し、郵便サービスの将来にわたる安定的な提供を確保するために必要な見直しであると考えておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。</p> <p>頂いた御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>	なし



# 郵便法施行規則の一部を改正する省令案 ご説明資料

---

令和3年2月19日  
総務省  
情報流通行政局  
郵政行政部

# 郵便法施行規則の一部を改正する省令案の諮問について

本件は、令和2年11月27日に可決・成立し、同年12月4日に公布された「郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律」(令和2年法律第70号。以下「改正法」という。)の施行に向け、下位法令である郵便法施行規則(平成15年総務省令第5号)の一部を改正する省令案について諮問するもの。

## 改正法の背景及び内容

SNS、電子商取引等のデジタル化の進展に伴い、手紙、はがき等の物数が減少する一方で、荷物の個数が急増。他方で、郵便事業の人手不足は深刻化しており、労働力確保の観点から、働き方改革への対応が喫緊の課題となっている。

こうした中、情報通信審議会答申(2019年9月10日)を踏まえ、①郵便サービスの将来にわたる安定的な提供の維持、②急増する荷物の配達ニーズへの対応を通じ、利用者利便を確保するため、通常郵便物の配達頻度や送達日数に係る見直し(認可基準の緩和)等を行う必要がある。

※ 2001年度のピークから郵便物数は約4割減(262億通→163億通(2019年度))、荷物個数は10倍以上に増加(4億個→45億個(2019年度))

### 1. 通常郵便物(手紙、はがき等)の配達頻度の見直し

「週6日以上配達」→  
「週5日以上配達」に緩和  
(土曜配達の休止を想定)

- ※ 書留、速達等及びゆうパック等の荷物は引き続き土日でも配達。
- ※ 選挙運動用葉書、山間地等で配達される日刊紙は、その重要性に鑑み、土曜日でも配達を実施。

### 2. 通常郵便物(手紙、はがき等)の送達日数の見直し

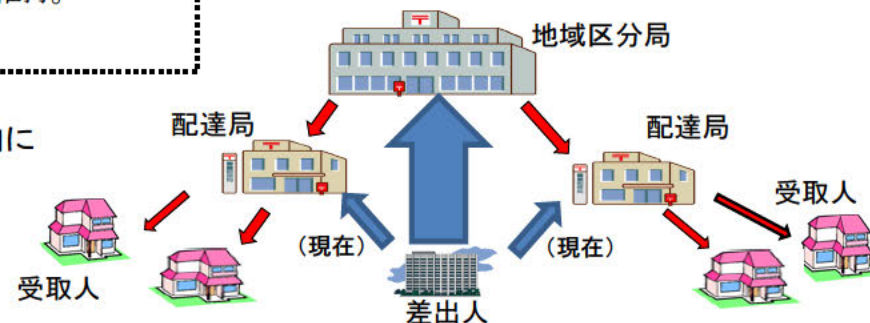
郵便物の差出の日から  
「原則3日以内に配達」→  
「原則4日以内に配達」に緩和

- ※ 翌日配達は翌々日配達に変更見込。
- ※ 書留、速達等及びゆうパック等の荷物は引き続き原則翌日配達を維持。

### 3. 郵便区内特別郵便物の範囲の拡大

現在、個々の「配達局」単位で差し出した場合に割引が適用される郵便区内特別郵便物について、各配達局の上位にある「地域区分局」に一括して差し出しても割引料金を適用

- ※ 信書便法も1~3と同内容の改正(一般信書便事業)。
- ※ 施行期日は公布の日(令和2年12月4日)から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日。



# 省令改正内容の概要

## 郵便法施行規則の一部改正

日本郵便株式会社が郵便業務管理規程<sup>※1</sup>を定め、又はこれを変更しようとする場合における総務大臣の認可の基準のうち、総務省令に委任されている事項の一部改正を行う。

※1 郵便業務管理規程:

郵便のユニバーサルサービスと信書の秘密を確保するために必要な事項等を定めたもので、郵便法第70条第1項により、日本郵便株式会社は、業務開始の際、郵便業務管理規程を定め、総務大臣の認可を受けなければならないとされている(変更しようとするときも同様。)

### 配達頻度の見直し関係

- 1日1回以上郵便物の配達を行う日を、「月曜から土曜までの6日間」から「月曜から金曜までの5日間」とする。  
〔郵便法施行規則第32条第3項第1号〕

### 送達日数の見直し関係

- ① 郵便物の送達日数に、配達を行わないこととなる土曜日を算入しないこととする。  
(送達日数に算入しない日:「日曜日・1月2日」→「土曜日・日曜日・1月2日」)  
〔郵便法施行規則第32条第4項〕
- ② 地理的条件等により例外的に送達日数が4日<sup>※2</sup>を超えることが許容される場合の上限送達日数を改正する。  
ア 1日1回以上郵便物の送達に利用できる交通手段がない離島:14日 → 15日  
イ 上記以外の離島:5日 → 6日  
〔郵便法施行規則第32条第5項〕
- ③ その他所要の規定の整理を行う(「あてて」→「宛てて」、「あて所」→「宛て所」)<sup>※3</sup>。  
〔郵便法施行規則第32条第3項第2号〕
- ※2 改正法により「3日」から「4日」に改正される。  
※3 現在は「宛」が常用漢字とされていることを踏まえた対応。

注 「配達頻度の見直し関係」及び「送達日数の見直し関係」のうち③:総会議決事項・郵政行政分科会議決事項  
「送達日数の見直し関係」のうち①・②:郵政行政分科会専決事項

## ◎郵便法（昭和22年法律第165号）

（郵便業務管理規程）

第七十条 会社は、業務開始の際、郵便の業務の管理に関する規程（以下「郵便業務管理規程」という。）を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 郵便業務管理規程には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 郵便の業務の管理に関する事項
- 二 郵便差出箱の設置その他の郵便物の引受けの方法
- 三 郵便物の配達の方法
- 四 前二号に掲げるもののほか、郵便物の送達の方法
- 五 その他総務省令で定める事項

3 総務大臣は、郵便業務管理規程に記載された前項各号に掲げる事項が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、第一項の認可をしてはならない。

一・二 （略）

三 一週間につき六日以上郵便物の配達を行うことができるものとして総務省令で定める基準に適合する郵便物の配達の方法が定められていること。

四 郵便物（国際郵便に係るものを除く。以下この号において同じ。）について差し出された日から三日（国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日その他総務省令で定める日の日数は、算入しない。）以内（郵便物が、地理的条件、交通事情その他の条件を勘案して総務省令で定める地域から差し出され、又は当該地域にあてて差し出される場合にあつては、三日を超え二週間を超えない範囲内で総務省令で定める日数以内）に送達することが定められていること。

五・六 （略）

（審議会等への諮問）

第七十三条 総務大臣は、次に掲げる場合には、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものに諮問しなければならない。

一 （略）

二 第六十七条第二項第三号又は第七十条第三項第二号から第四号までの総務省令を制定し、又は改廃しようとするとき。

三 （略）

### 第1章 郵便サービスを取り巻く環境の変化

- 郵便物数の減少(ピークから約3割減)及び配達箇所数の増加
- 大型郵便物や書留等の再配達増加
- 荷物の引受物数の増加  
→ 郵便業務の効率性が低下
- 運輸・郵便事務の職業として人手不足の常態化
- 労働力不足等による賃金単価の高騰
- 「働き方改革」への対応  
→ 労働環境改善に向けた取組が急務

### 第2章 郵便事業の状況

- 郵便事業の利益幅は減少傾向
- 今後郵便事業の収支は赤字化するものと予測。
- 人手不足による、超過勤務や休日出勤の増加及び有給休暇の取得率の低下
- 個人が通信手段として郵便を利用する頻度は大きく減少する一方、企業のDM(ダイレクトメール)には成長性が見込める

### ヒアリング

- 郵便事業を担う現場の状況  
→ 銀座郵便局、盛岡中央郵便局、日本郵政グループ労働組合、(株)ワーク・ライフバランス
- 郵便の大口利用者の状況  
→ (一社)日本ダイレクトメール協会、(一社)日本メーリングサービス協会

社会経済情勢及び郵便サービス利用者の需要の変化に鑑み、郵便サービスの将来にわたる安定的な提供等を確保するため、以下の両面を検討

### 第3章 日本郵便における環境変化に対応した経営改善に向けた取組

- 新たな郵便需要拡大に向けた取組を推進  
→ 手紙文化の振興、DMの利用拡大、ICTと連携した郵便サービス
- 利用者及び日本郵便双方への再配達への負担削減等利用者の生活環境に寄り添ったサービスの提供  
→ 大型郵便受箱の利用拡大、「はこぼす」等の拡大、サービスレベルや品質の見直し
- 最新の技術の活用等を通じた継続的な業務の運営の効率化  
→ 既存の社会資源の活用、作業の機械化、自動運転、ドローン等新技術の導入
- より効率的かつ有効な働き方の改善のための業務見直し

### 第4章 日本郵便からの郵便サービスの見直しに係る要望について

- 日本郵便は 郵便サービスの見直しについて2点要望
  - 配達頻度の見直し(土曜日配達の見直し)
  - 送達日数(原則3日間以内)の見直し(翌日配達の見直し)
- 速達の使いやすさ向上を含めた一体的な見直しを実施
- 上記要望が実現した場合の労働環境の改善効果及び収益効果(十約625億円)
- その他、利用者利便の向上のため、割引料金設定範囲(郵便区内特別郵便物)を拡大

### 第5章 諸外国における郵便サービスの状況

- 諸外国の状況  
→ 米国、英仏独等G7各国、EU、韓国、北米諸国

### 第6章 郵便サービスの見直しに対する利用者の意見

- ヒアリング  
→ (独法)国民生活センター、全国地域婦人団体連絡協議会、(一社)生命保険協会、(一社)日本クレジット協会、(一社)日本新聞協会
- アンケート調査  
→ 平成30(2018)年12月下旬から平成31(2019)年1月にかけて、国民利用者の意向調査を実施。

### 第7章 論点整理案に対する意見公募論点整理案に対する意見公募と影響の大きい事案について

- 平成30(2018)年8月から平成31(2019)年2月までの委員会における議論の内容等を論点整理案としてまとめ、3月9日から同年4月8日まで意見公募を実施(提出意見数は52件)
- サービス見直しが実施された場合の影響  
→ 第三種郵便物のうち郵便を利用して配布される日刊紙、選挙はがき等の選挙郵便物への対応、利用者への丁寧な周知の必要性。

### 第8章 郵便サービスのあり方に係る審議会の考え方

#### 1. 日本郵便の経営改善に向けた取組について

- 国民の生活様式や価値観の多様化が進む中、郵便サービスに何が期待されているかを正確に分析し、スピード感を持って具体的な対応に取り組む必要。
- 特に再配達を減らすための対応策の立案、実行を通じた日本郵便の配達業務の軽減は喫緊の課題。
- 中長期的課題としては、自動運転、ドローン等の新技術を郵便の業務に取り入れる等、労働力不足の中でも持続可能な業務体制を構築していくことが求められる。

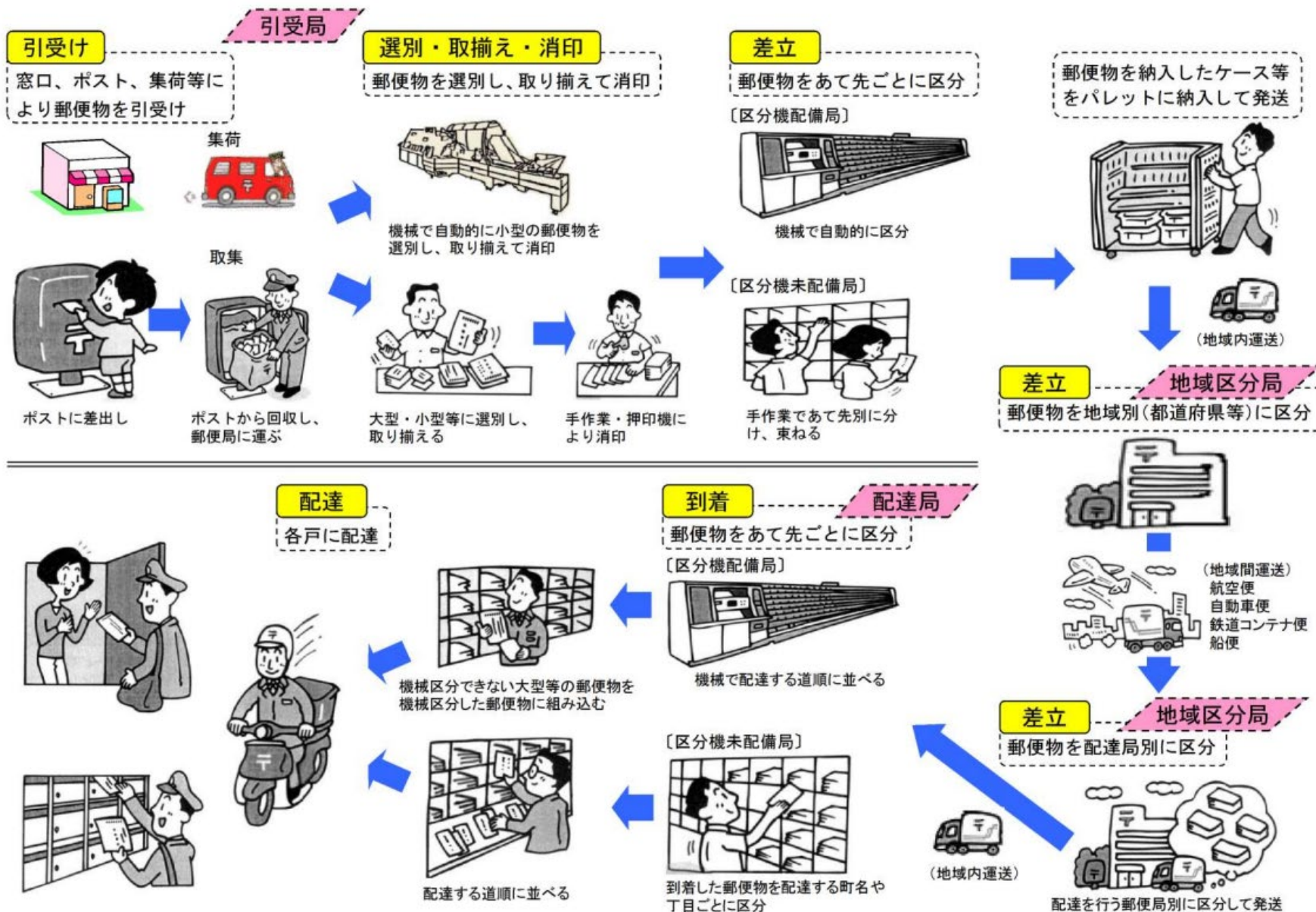
#### 2. 郵便サービスの見直しに係る要望について

- 広く国民生活や社会経済活動に浸透しているサービスの見直しであるため、国民の理解が得られることが重要。
- 郵便サービスの将来にわたる安定的な提供を確保するために必要な見直しであること、また、ICT化の進展等社会環境の変化や、郵便利用頻度の減少等の利用者ニーズの変化を踏まえると、利用者利便が看過し得ない程度まで損なわれるとは考えられないことから、国民に対し丁寧に理解を求めれば、今回の見直しの実施は可能と考えられる。
- 全国均一料金制の例外の範囲の拡大は、利用者の利便向上と日本郵便の業務負担の軽減をもたらすものであり、妥当。

#### 3. その他の郵便サービスの安定的な提供に向けた検討課題

- 政策的な低廉料金のサービスのあり方については、存続していくことの意義は大きいものの、これまでの費用負担のあり方が適切なのか、今後の課題として検討が必要と考えられる。
- 国や日本郵便においては、事業環境の変化を正確に捉え、長期的な視点に立って、既存の枠組みにとらわれずより広い視野で、サービスのあり方を不断に検討していく必要。

(日本郵便株式会社作成資料)



(参考)

郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律

(郵便法の一部改正)

第一条 郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第六十七条第二項第二号中「一の事業所においてその引受け及び配達を行う」を「営業所においてその引受けを行う郵便物であつて、その送達に際し会社の区分営業所（主として郵便物の区分を行う営業所をいう。第四項第一号において同じ。）間の運送を要しない」に改め、同条第四項第一号中「一の事業所においてその引受け及び配達を行う」を「営業所においてその引受けを行う郵便物であつて、その送達に際し会社の区分営業所間の運送を要しない」に改める。

第七十条第三項第三号中「六日」を「五日」に改め、同項第四号中「三日」を「四日」に、「あてて」を「宛てて」に、「二週間を超えない範囲内で」を「最も経済的な通常の方法により当該地域に係る郵便物を送達する場合に必要な日数として」に改める。

(民間事業者による信書の送達に関する法律の一部改正)

第二条 民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）の一部を次のように改正

する。

第二条第四項第二号中「三日」を「四日」に、「あてて」を「宛てて」に、「二週間を超えない範囲内で」を「最も経済的な通常の方法により当該地域に係る信書便物を送達する場合に必要な日数として」に改める。

第九条第二号口中「六日」を「五日」に改める。

第十六条第二項第一号中「一の事業所においてその引受け及び配達を行う」を「事業所においてその引受けを行う信書便物であつて、その送達に際し当該一般信書便事業者の区分事業所（主として信書便物の区分を行う事業所をいう。）間の運送を要しない」に改める。

第十八条中「営業所」を「事業所」に改める。

## 附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

ただし、次条及び附則第三条の規定は、公布の日から施行する。



(準備行為)

第二条 総務大臣は、この法律の施行の日（次項において「施行日」という。）前においても、第一条の規定による改正後の郵便法（同項において「新郵便法」という。）第七十条第三項第三号及び第四号の総務省令の制定のために、郵便法第七十三条の政令で定める審議会等に諮問することができる。

2 総務大臣は、郵便法第七十条第一項の規定による認可の申請（新郵便法第七十条第三項第三号及び第四号に掲げる基準に係るものに限る。）があつた場合には、施行日前においても、新郵便法第七十条第三項の規定の例により、その認可をすることができる。この場合において、その認可を受けた郵便業務管理規程（郵便法第七十条第一項に規定する郵便業務管理規程をいう。）は、施行日において、郵便法第七十条第一項の認可を受けたものとみなす。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

## 理由

郵便の役務のなるべく安い料金によるあまねく公平な提供を確保するとともに、日本郵便株式会社と一般信書便事業者との間の対等な競争条件を確保するため、郵便業務管理規程の認可基準のうち郵便物の配達日数及び送達日数に係る基準の緩和並びに配達地により異なる額の料金を定めることができる郵便物の範囲の拡大を行うとともに、一般信書便事業についても同様の緩和等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律 新旧対照条文

○郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（料金）</p> <p>第六十七条 会社は、総務省令で定めるところにより、郵便に関する料金（第三項の規定により認可を受けるべきもの及び第五項の規定により届け出るべきものを除く。）を定め、あらかじめ、総務大臣に届け出なければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 前項の料金は、次の各号のいずれにも適合するものでなければならない。</p> <p>一 郵便事業の能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含むものであること。</p> <p>二 第一種郵便物及び第二種郵便物の料金の額が配達地により異なる額が定められていないこと（会社の営業所においてその引受けを行う郵便物であつて、その送達に際し会社の区分営業所（主として郵便物の区分を行う営業所をいう。第四項第一号において同じ。）間の運送を要しない郵便物の料金を除く。）。</p> <p>三 第一種郵便物（郵便書簡を除く。第四項第二号において同じ。）のうち大きさ及び形状が総務省令で定める基準に適合するものであつて、その重量が二十五グラム以下のもの（次号において「定形郵便物」という。）の料金の額が、軽量の信書の送達の役務が国民生活において果たしている役割の重要性、国民の負担能力、物価その他の事情を</p>	<p>（料金）</p> <p>第六十七条 （同上）</p> <p>2 （同上）</p> <p>一 （同上）</p> <p>二 第一種郵便物及び第二種郵便物の料金の額が配達地により異なる額が定められていないこと（会社の一の事業所においてその引受け及び配達を行う郵便物の料金を除く。）。</p> <p>三 （同上）</p>

勘案して総務省令で定める額を超えないものであること。

四 郵便書簡及び通常葉書の料金の額が定形郵便物の料金の額のうち最も低いものより低いものであること。

五 国際郵便に関する料金の額が郵便に関する条約の規定に適合するものであること。

六 定率又は定額をもつて明確に定められていること。

七 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

3 会社は、第三種郵便物及び第四種郵便物の料金を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一 配達地により異なる額が定められていないこと（会社の営業所においてその引受けを行う郵便物であつて、その送達に際し会社の区分営業所間の運送を要しない郵便物の料金を除く。）。

二 同一重量の第一種郵便物の料金の額より低いものであること。

三 定率又は定額をもつて明確に定められていること。

四 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

5 会社は、総務省令で定めるところにより、郵便に関する料金（第一種郵便物、第二種郵便物、第三種郵便物及び第四種郵便物の料金を除き、郵便事業の収入に与える影響が軽微な料金のうち総務省令で定める料金に限る。）を定め、あらかじめ、又はその実施後遅滞なく、総務大臣に届け出なければならない。これを変更するときも、同様とする。

6 第二項（第一号から第四号までを除く。）の規定は、前項の料金について準用する。

四 (同上)

五 (同上)

六 (同上)

七 (同上)

3 (同上)

4 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一 配達地により異なる額が定められていないこと（会社の一の事業所においてその引受け及び配達を行う郵便物の料金を除く。）。

二 (同上)

三 (同上)

四 (同上)

5 (同上)

6 (同上)

7 会社は、総務省令で定めるところにより、郵便事業の収支の状況を総務大臣に報告するとともに、公表しなければならない。

(郵便業務管理規程)

第七十条 会社は、業務開始の際、郵便の業務の管理に関する規程(以下

「郵便業務管理規程」という。)を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 郵便業務管理規程には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 郵便の業務の管理に関する事項

二 郵便差出箱の設置その他の郵便物の引受けの方法

三 郵便物の配達の方法

四 前二号に掲げるもののほか、郵便物の送達の方法

五 その他総務省令で定める事項

3 総務大臣は、郵便業務管理規程に記載された前項各号に掲げる事項が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、第一項の認可をしてはならない。

一 郵便物の秘密を保護するため適切なものであること。

二 総務省令で定める基準に適合する郵便差出箱の設置その他の郵便物を随時、かつ、簡易に差し出すことを可能とするものとして総務省令で定める基準に適合する郵便物の引受けの方法が定められていること。

三 一週間につき五日以上郵便物の配達を行うことができるものとして総務省令で定める基準に適合する郵便物の配達の方法が定められていること。

四 郵便物(国際郵便に係るものを除く。以下この号において同じ。)について差し出された日から四日(国民の祝日に関する法律(昭和二

7 (同上)

(郵便業務管理規程)

第七十条 (同上)

2 (同上)

一 (同上)

二 (同上)

三 (同上)

四 (同上)

五 (同上)

3 (同上)

一 (同上)

二 (同上)

三 一週間につき六日以上郵便物の配達を行うことができるものとして総務省令で定める基準に適合する郵便物の配達の方法が定められていること。

四 郵便物(国際郵便に係るものを除く。以下この号において同じ。)について差し出された日から三日(国民の祝日に関する法律(昭和二

<p>十三年法律第七十八号)に規定する休日その他総務省令で定める日の日数は、算入しない。)以内(郵便物が、地理的条件、交通事情その他の条件を勘案して総務省令で定める地域から差し出され、又は当該地域に宛てて差し出される場合にあつては、四日を超え最も経済的な通常の方法により当該地域に係る郵便物を送達する場合に必要な日数として総務省令で定める日数以内)に送達することが定められていること。</p> <p>五 郵便物を引き受けた場合において、総務省令で定める場合を除き、郵便物の表面の見やすい所に、総務省令で定める基準に適合する通信日付印を押印することが定められていること。</p> <p>六 その他総務省令で定める基準に適合するものであること。</p>	<p>十三年法律第七十八号)に規定する休日その他総務省令で定める日の日数は、算入しない。)以内(郵便物が、地理的条件、交通事情その他の条件を勘案して総務省令で定める地域から差し出され、又は当該地域にあてて差し出される場合にあつては、三日を超え二週間を超えない範囲内で</p> <p>総務省令で定める日数以内)に送達することが定められていること。</p> <p>五 (同上)</p> <p>六 (同上)</p>
--	--

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「信書」とは、郵便法第四条第二項に規定する信書をいう。</p> <p>2 この法律において「信書便」とは、他人の信書を送達すること（郵便に該当するものを除く。）をいう。</p> <p>3 この法律において「信書便物」とは、信書便の役務により送達される信書（その包装及びその包装に封入される信書以外の物を含む。）をいう。</p> <p>4 この法律において「一般信書便役務」とは、信書便の役務であつて、次の各号のいずれにも該当するものをいう。</p> <p>一 長さ、幅及び厚さがそれぞれ四十センチメートル、三十センチメートル及び三センチメートル以下であり、かつ、重量が二百五十グラム以下の信書便物を送達するもの</p> <p>二 国内において信書便物が差し出された日から四日（国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日その他総務省令で定める日の日数は、算入しない。）以内（信書便物が、地理的条件、交通事情その他の条件を勘案して総務省令で定める地域から差し出され、又は当該地域に宛てて差し出される場合にあつては、四日を超え最も経済的な通常の方法により当該地域に係る信書便物を送達する場合に必要な日数として総務省令で定める日数以内）に当該信</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条（同上）</p> <p>2（同上）</p> <p>3（同上）</p> <p>4（同上）</p> <p>一（同上）</p> <p>二 国内において信書便物が差し出された日から三日（国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日その他総務省令で定める日の日数は、算入しない。）以内（信書便物が、地理的条件、交通事情その他の条件を勘案して総務省令で定める地域から差し出され、又は当該地域にあつて差し出される場合にあつては、三日を超え二週間を超えない範囲内で</p> <p>総務省令で定める日数以内）に当該信</p>

書便物を送達するもの	5 この法律において「一般信書便事業」とは、信書便の役務を他人の需要に応ずるために提供する事業であつて、その提供する信書便の役務のうち一般信書便役務を含むものをいう。	5 (同上)	書便物を送達するもの
6 この法律において「一般信書便事業者」とは、一般信書便事業を営むことについて第六条の許可を受けた者をいう。	6 (同上)	7 (同上)	
7 この法律において「特定信書便役務」とは、信書便の役務であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。 一 長さ、幅及び厚さの合計が七十三センチメートルを超え、又は重量が四キログラムを超える信書便物を送達するもの 二 信書便物が差し出された時から三時間以内に当該信書便物を送達するもの 三 その料金の額が八百円を下回らない範囲内において総務省令で定める額を超えるもの	7 (同上)	8 (同上)	
8 この法律において「特定信書便事業」とは、信書便の役務を他人の需要に応ずるために提供する事業であつて、その提供する信書便の役務が特定信書便役務のみであるものをいう。	8 (同上)	9 (同上)	
9 この法律において「特定信書便事業者」とは、特定信書便事業を営むことについて第二十九条の許可を受けた者をいう。	9 (同上)	(事業の許可)	
第六条 一般信書便事業を営もうとする者は、総務大臣の許可を受けなければならない。	第六条 (同上)	(許可の基準)	
第九条 総務大臣は、第六条の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、同条の許可をしてはならない。	第九条 (同上)	第九条 (同上)	



一 その事業の計画が信書便物の秘密を保護するため適切なものであること。

二 その事業の計画が全国の区域において一般信書便役務に係る信書便物（以下この号において「一般信書便物」という。）を引き受け、かつ、配達する計画を含むものであって、事業計画に次に掲げる事項が定められていること。

イ 総務省令で定める基準に適合する信書便差出箱の設置その他の一般信書便物を随時、かつ、簡易に差し出すことを可能とするものとして総務省令で定める基準に適合する信書便物の引受けの方法

ロ 一週間につき五日以上一般信書便物の配達を行うことができるものとして総務省令で定める基準に適合する信書便物の配達の方法

三 前二号に掲げるもののほか、その事業の遂行上適切な計画を有するものであること。

四 その事業を適確に遂行するに足る能力を有するものであること。

（料金）

第十六条 一般信書便事業者は、総務省令で定めるところにより、一般信書便役務に関する料金（一般信書便役務に係る信書便物の送達の料金以外の料金のうち総務省令で定める料金を除く。第二十七条第二号において同じ。）を定め、あらかじめ、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の料金は、次の各号のいずれにも適合するものでなければならぬ。

一 配達地により異なる額が定められていないこと（一般信書便事業者の事業所においてその引受けを行う信書便物であって、その送達に際し当該一般信書便事業者の区分事業所（主として信書便物の区分を行

一 （同上）

二 （同上）

イ （同上）

ロ 一週間につき六日以上一般信書便物の配達を行うことができるものとして総務省令で定める基準に適合する信書便物の配達の方法

三 （同上）

四 （同上）

（料金）

第十六条 （同上）

2 （同上）

一 配達地により異なる額が定められていないこと（一般信書便事業者の事業所においてその引受け及び配達を行う

う事業所をいう。)間の運送を要しない信書便物に係る料金を除く。  
)

二 大きさ及び形状が総務省令で定める基準に適合する信書便物であつて、その重量が二十五グラム以下のものに係る料金の額が、軽量の信書の送達の役務が国民生活において果たしている役割の重要性、国民の負担能力、物価その他の事情を勘案して総務省令で定める額を超えないものであること。

三 定率又は定額をもって明確に定められていること。

四 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

(料金等の揭示)

第十八条 一般信書便事業者は、第十六条第一項の規定により届け出た料金(同項の総務省令で定める料金を含む。次条第二項において同じ。)

、前条第一項の認可を受けた信書便約款(同項の総務省令で定める事項に係る提供条件を含む。次条において同じ。)その他総務省令で定める事項をその事業所において公衆に見やすいように揭示しなければならぬ。

)

信書便物に係る料金を除く。

二 (同上)

三 (同上)

四 (同上)

(料金等の揭示)

第十八条 一般信書便事業者は、第十六条第一項の規定により届け出た料金(同項の総務省令で定める料金を含む。次条第二項において同じ。)

、前条第一項の認可を受けた信書便約款(同項の総務省令で定める事項に係る提供条件を含む。次条において同じ。)その他総務省令で定める事項をその営業所において公衆に見やすいように揭示しなければならぬ。